

水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第9条第2項に基づき、水源環境保全・再生かながわ県民会議四者協議会（以下「四者協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 四者協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 県民会議の議題に関すること
- (2) 県民会議への提出資料に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 四者協議会は、県民会議座長、副座長、施策調査専門委員会委員長、市民事業専門委員会委員長をもって構成する。

(会議)

第4条 四者協議会は、座長が召集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 四者協議会の庶務は、環境農政部緑政課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、四者協議会の運営に関し、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月26日から施行する。